

2021年**5月12日(水)**から**5月31日(月)**まで

緊急事態宣言発令延長！！～引き続き感染拡大防止のため～

家庭保育の協力をお願いします！

1. 家庭での保育の協力要請について

本市の保育所(園)・小規模保育施設・認定こども園(保育部分)・子ども発達支援センターでは、感染防止に十分配慮した上で保育の提供を行います。

緊急事態宣言により仕事を休む方など、可能な限り、家庭での保育にご協力をいただきますようお願いいたします。

大変ご不便をおかけしますが、『緊急事態宣言』が発令されているという状況を重く受け止め、何卒ご理解いただきますようよろしくお願いします。

2. 感染したかも？と思ったら・・・

まずは、かかりつけ医、お近くの医療機関に、必ず「電話で」相談してください。

土・日曜・祝日、夜間で閉まっている、どこに聞いたらいいかわからない場合は、

→「新型コロナウイルス受診相談センター」(帰国者・接触者相談センター)へご相談ください。

TEL 841 - 1326 / FAX 841 - 5711

※FAXの場合は、平日17時30分以降及び土日祝受付分は、翌日(平日)の回答になります。

園児又は同居のご家族の方がPCR検査を受けられた場合、園にご連絡をお願いします。

3. 新型コロナウイルス感染者が確認された場合

以下の場合、当該保育所(園)等を原則3日間臨時休所(園)し、臨時休所(園)の初日から起算して14日間の家庭保育の協力を要請します。

1. 子どもに新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合
2. 当該施設勤務者等に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合

ただし、一定期間登園(勤務)していない場合など、臨時休園を実施しないこともあります。

【お問合せ】

枚方市 子ども未来部 市立ひらかた子ども発達支援センター

TEL:072-807-5373 (直通)
FAX:072-898-4173